

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

有限会社ライフサポートが開設するグループホームまるおか（以下「事業所」という。）が実施する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援2並びに要介護者であって認知症の状態にある者に、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(事業の方針)

- ① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の職員は、要支援2並びに要介護状態であって認知症の状態にあるもの（著しい精神状態や著しい行動障害がある者、急性期状態にあるものを除く。）に対して、共同生活住居において、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送れることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、一人一人の人格を尊重し、人間としての尊厳を保持できるよう努め、利用者がそれぞれの役割を持ち家庭的な環境のもとで共同生活介護の提供を行う。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ③ 利用者の自己決定を尊重すると共に身体拘束等ご利用者の行動を制限しない。但し利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為に緊急やむを得ない場合はこの限りではない。しかしその場合も速やかな解除に努めると共に理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過を報告する。

2. 事業所の概要

事業者名	有限会社 ライフサポート
事業所名	グループホームまるおか
住所地	福井県坂井市丸岡町八ヶ郷23-19-3
介護保険指定番号	1891700047

職員体制

	人数	業務内容
管理者（兼務）	1人	従業員の管理及び業務の管理
計画作成担当者 （兼務含む）	2人以上 （ユニットごとに1人以上）	認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。
介護職員（兼務含む）	12人以上 （ユニットごとに6人以上）	利用者の介護等に従事する。

施設の概要

定員	18名	食堂・娯楽室	2室
個室	18室	スタッフ室	2室
浴室（個浴）	2室		

3. 利用者及び利用者代理人の権利

利用者及び保護責任者は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を提供することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ①独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- ②生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること。
- ③安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- ④自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。
- ⑤必要に応じて適切な医療を受けられることについて援助を受けられること。
- ⑥家族や大切な人との通信や自由が保たれ、個人情報を守られること。
- ⑦地域社会の一員として生活し、選挙その他一般の市民としての行為を行えること。
- ⑧暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。
- ⑨生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと。
- ⑩生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けること。

4. 利用者及び保護責任者の義務

利用者及び保護責任者は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ①利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業所に提供すること。

- ②他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- ③特段の事情がない限り、利用者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び保護責任者が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること。
- ⑤市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び保護責任者は協力すること。

5. 提供するサービスの内容

居 室

利用する居室は一人部屋です。

食 事

朝 食・・・ 8：00～

昼 食・・・ 12：00～

夕 食・・・ 18：00～

食堂でご利用いただけます。

食事や家事は原則として利用者と職員が共同で行うように努めます。

1. 食費代（食費／1食）

朝 食 410円

昼 食（おやつ代含む） 930円

夕 食 610円

1日3食 1950円

※キャンセル料金：利用提供日の2日前16時までにご連絡下さい。

それ以降は、大変申し訳ありませんが（実費）をご負担いただきます。

病状の急変、入院など、やむを得ない事情がある場合は、要相談させていただきます。

入 浴

週に2～3回入浴していただきます。但し、状態に応じて特別浴または清拭となる場合があります。

介 護

サービス（介護）計画に沿って次の介護を行います。

着替え・排泄・食事等の介護・シーツ交換 など

機能訓練

日常生活の中で機能訓練を行います。

生活相談

介護以外の日常生活に関することについて相談できます。

健康管理

事業所の介護職員、併設看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持の為の適切な措置をとります。

医 療

当施設の協力医療機関（歯科を含む）にご紹介できます。通院については、送迎、付き添い等、原則としてご家族様でお願いします。

理容・美容のサービス

理・美容院をご希望の場合の費用、送迎、付き添い等、原則としてご家族様でお願いします。

行政に関する手続きの代行

行政に関する手続きを代わって行います。ご希望の際は職員にお申し込みください。但し、手続きに必要な諸費用は、その都度お支払いいただきます。

所持品の保管

居室に置くことのできない所持品を保管いたします。

但し、預かることができる所持品の種類や大きさに限りがありますので、詳しくは職員にお尋ねください。

レクリエーション

年間行事（花見、夏祭り等）を行います。また、趣味や嗜好に応じた活動も援助致します。その際教材料費をお支払いいただくこともあります。詳しくは職員にお尋ねください。

6. 利用料金

*介護保険サービスの金額は負担割合 1割時を表示。2割 3割の場合は 1割負担時の金額に負担割合を乗じた金額とします。

項目	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
介護保険 サービ(基本)	22470円	22590円	23640円	24360円	24840円	25350円	30日換算
介護保険 サービス (サービス体制強化加算Ⅰ)	660円	660円	660円	660円	660円	660円	30日換算
介護保険 サービス (療連携体制加算Ⅰ)	0円	1,110円	1,110円	1,110円	1,110円	1,110円	30日換算
介護保険 サービ (介護職員処遇改善加算Ⅰ)	4494円	4516円	4711円	4845円	4935円	5029円	30日換算
食費	58,500円						30日換算
管理費(水光熱費)居住費	72,900円						30日換算
(小計)	159024円	160276円	161521円	162375円	162945円	163549円	30日換算

- ① サービス体制強化加算Ⅰとして、22円/日が加算されます。
- ② 医療連携体制加算Ⅰ (イ) 57円/日 (ロ) 47円/日 (ハ) 37円/日) が加算されます。
- ③ 令和6年度介護報酬改定にともない料金の変更(令和6年6月施行)
 現行の介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算を一本化介護職員等処遇改善加算(加算率)
- (Ⅰ) 18.6%
 (Ⅱ) 17.8%
 (Ⅲ) 15.5%
 (Ⅳ) 12.5%

④ 初期加算として、入居後30日間に限り30円/日が加算されます。
 入居後に30日を超える病院または診療所への入院の後に指定認知症対応型共同生活事業所に再び入居した場合も同様とします。

⑤ 科学的介護推進体制加算 40円/月

⑥ 生産性向上推進体制加算 10円/月

⑦ 状況により、以下の加算が適用されることがあります。

生産性向上推進体制加算（新設 1月あたり） (I) 100円
 (II) 10円

協力医療機関連携加算（新設） 100円/月
 40円/月

看取り介護加算

死亡日以前31日から45日以下 72円/日

死亡日以前4日以上30日以下 144円/日

死亡日以前2日又は3日 680円/日

死亡日 1,280円/日

入居者の入退院時支援の取組 246円/日

退所時情報提供加算（新設） 250円/回

退居時相談援助加算 400円/回

高齢者施設等感染対策向上加算（I）（新設） 10円/月

高齢者施設等感染対策向上加算（II）（新設） 5円/月

新興感染症等施設療養費（新設） 240円/日

口腔機能向上加算 I 150円/回

口腔機能向上加算 II 160円/回

口腔衛生管理体制加算 30円/月

栄養管理体制加算 30円/月

口腔・栄養スクリーニング加算 I 20円/回

口腔・栄養スクリーニング加算 II 5円/回

生活機能向上連携加算 I 100円/月

生活機能向上連携加算Ⅱ	200円/月
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円/日
若年性認知症利用者受入加算	120円/日
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）（新設）	150円/月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）（新設）	120円/月
夜間支援体制加算Ⅰ	50円/日
夜間支援体制加算Ⅱ	25円/日

⑦ その他の費用

- ・ 理美容代、行事、趣味活動費、健康管理費（インフルエンザ予防接種等）は実費を請求します。
- ・ 外出行事等の参加時の交通費を請求します。この場合は参加した時のみ請求します。
- ・ 定期的な訪問診療費、薬代金等の医療費及び事業所職員が利用者を医療機関に受診させた場合等に発生する医療費等の立替金は利用者、またはその家族に説明を行い、同意を得て請求します。

7. お支払方法

毎月10日までに前月分を請求させていただきますので、月末までにお支払い下さい。

- ①ご指定の金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。
- ②事業所窓口でのお支払。

8. サービス用にあたっての留意事項

①面会

面会は8：00～20：00になります。

緊急時、21：00以降は施錠いたしますので職員に連絡が必要です。

来訪者が宿泊される場合は、必ず許可を得てください。

②外出・外泊

ご家族の方に相談の上ご自由に行ってください。

但し、職員に必ず申し出て届を提出してください。

③飲酒、喫煙

飲酒はご希望があれば申し出てください。

喫煙は所定（喫煙場）でお願いします。

④設備・備品

当施設の設備、器具の利用にあたっては、当施設の職員の指示に従っていただきます。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。

⑤金銭・貴重品の管理

貴重品は事務所で保管させていただきます。

貴重品は絶対に居室に持ち込まないでください。万一居室等で紛失されても一切の責任は負いません。

9. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、または消防法第8条に規定する防火管理者を設定して非常災害対策を行う。

- ① 防火管理者は有限会社ライフサポートで選任した者を当て、火元責任者等は消防計画に明示されている者が当たる。
- ② 火災予防を常に心掛け、定期的に点検を行う。
- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守点検業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ④ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- ⑤ 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- ⑥ 防火管理者は職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ・防火教育及び基本訓練（消化・通報・避難）・・・年1回以上
 - ・利用者を含めた総合訓練・・・年1回以上
 - ・非常災害用設備の徹底・・・随時

10. 緊急時の対応方法

サービス提供時に容態の変化があった場合は、主治医、第一連絡先（第一連絡先の人不在の場合は第二連絡先）への連絡をいたします。

11. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は市町村、利用者の家族に連絡をとるとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 損害賠償

損害賠償責任

1. 事業者は、利用者に対するサービスを提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は、賠償額を減額されることがあります。
2. 事業者は万が一の事故発生に備え損害賠償保険に加入しています。
損害賠償がなされない場合事業所は自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れます。
3. 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して、損害が発生した場合。
4. 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
5. 利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して、損害が発生した場合。

1 3. 衛生管理

グループホーム内（居室内、食品、布巾、包丁、まな板、冷蔵庫、洗濯機等）の清潔や衛生を保持し感染症等の防止をする。

職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

1 4. 感染症対策

感染症対策の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等に取り組みます。

1 5. 虐待の防止

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止の指針を整備。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑤ 事業所はサービスの提供中に、従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

1 6. 身体拘束

事業者は利用者に対して、原則、行動の制限を行わないが、緊急やむを得ないと判断する場合は下記のとおり実施する。

- ①委員会の開催 ②利用者・家族への説明、同意 ③経過記録 ④解除することを目標にカンファレンスにて検討

17. 秘密の保持

- (1) 事業者、サービス従事者は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

18. 運営推進会議

本事業所は、周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域と支えあうグループホームとなるために入居者、入居者の家族、事業者の所在する市の職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置する。

本事業所は、おおむね2ヶ月に1回運営推進会議を開催し、活動状況を報告し運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

19. サービス内容に関する苦情

当施設の介護支援に関するご相談苦情及びサービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

お客様相談・苦情担当

(管理者) 松井 寛

(担当) 豊本 定麗

電話 (0776) 67-7771

行政機関その他苦情受付機関

福井県国民健康保険団体連合会	所在地 福井市西開発4丁目202-1 電話番号 0776-57-1611 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
坂井地区広域連合 介護保険課	所在地 坂井市坂井上兵庫40-15 電話番号 0776-91-3309 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
坂井市役所 坂井市高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄1-1 電話番号 0776-50-3040 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
坂井市役所 丸岡支所	所在地 坂井市丸岡町西里丸岡12-21-1 電話番号 0776-68-0801 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
坂井市役所 春江支所	所在地 坂井市春江町隋応寺17-10 電話番号 0776-51-9401 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
あわら市役所 健康長寿課	所在地 あわら市市姫3-1-1 電話番号 0776-73-8022 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
丸岡地域包括支援センター	所在地 坂井市丸岡町西瓜屋15-12 電話番号 0776-68-1130 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
坂井地域包括支援センター	所在地 坂井市坂井町下新庄18-3-1 電話番号 0776-67-5000 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
春江地域包括支援センター	所在地 坂井市春江町江留上昭和119 電話番号 0776-43-0227 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
あわら地域包括支援センター	所在地 あわら市市姫3-1-1 あわら市役所 健康長寿課内 電話番号 0776-73-8046 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

20. サービスの第三者評価の実施状況

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	あり
【実施した直近の年月日】	評価の結果は別紙にて説明
【第三者評価機関名】	福井県社会福祉協議会
【評価結果の開示状況】	ホームページにて開示

2 1. その他運営に関する重要事項

この重要事項に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社ライフサポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。